

○須坂市勤労青少年ホーム利用料金新旧対照表

現在の料金						変更後の料金					
利用料						利用料					
区分 室名	午前9時 から正午 まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午後 10時まで	暖房(1時 間につき)	冷房(1時 間につき)	区分 室名	午前9時 から正午 まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午後 10時まで	暖房(1時 間につき)	冷房(1時 間につき)
料理実習室	円 <u>700</u>	円 <u>800</u>	円 <u>900</u>	円 100	円 100	料理実習室	円 <u>730</u>	円 <u>830</u>	円 <u>940</u>	円 100	円 100
音楽室	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	100	100	音楽室	<u>520</u>	<u>620</u>	<u>730</u>	100	100
軽運動室	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>900</u>	100		軽運動室	<u>730</u>	<u>830</u>	<u>940</u>	100	
集会室1	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	100		集会室1	<u>520</u>	<u>620</u>	<u>730</u>	100	
集会室2	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>600</u>	100		集会室2	<u>410</u>	<u>520</u>	<u>620</u>	100	
講習室	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	100	100	講習室	<u>520</u>	<u>620</u>	<u>730</u>	100	100
会議室	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>600</u>	100	100	会議室	<u>410</u>	<u>520</u>	<u>620</u>	100	100
(備考)						(備考)					
1 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は 営利の目的に利用する場合は、利用料（暖房及び冷房を除く。） の3割の額を加算する。						1 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は 営利の目的に利用する場合は、利用料（暖房及び冷房を除く。） の3割の額を加算する。ただし、10円未満の端数があるときは、 切り捨てる。					
2 付属器具を利用した場合は、市長が別に定める額とする。						2 付属器具を利用した場合は、市長が別に定める額とする。					
3 暖房及び冷房の1時間未満は、1時間とする。						3 暖房及び冷房の1時間未満は、1時間とする。					
4 申請時間を超過して利用する場合は、超過1時間につき、そ れぞれの区分の該当する利用料の1時間当たりの利用料を増徴 する。						4 申請時間を超過して利用する場合は、超過1時間につき、そ れぞれの区分の該当する利用料の1時間当たりの利用料を増徴 する。					